

平成 29 年 1 月 16 日

各 位



会 社 名 株 式 会 社 大 田 花 き
代 表 者 代 表 執 行 役 社 長 磯 村 信 夫
(J A S D A Q コード番号 7 5 5 5)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 管 理 本 部 長 金 子 和 彦
T E L 0 3 - 3 7 9 9 - 5 5 7 1

卸売に関する委託手数料の料金体系改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 16 日開催の執行役会において、下記のとおり平成 29 年度から卸売に関する委託手数料の料金体系を改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、東京都が開設した東京都中央卸売市場大田市場において、花き卸売業を営んでおります。当業界は生鮮食料品等の取引の適正化等を目的とした「卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）」及び卸売市場法に基づく「東京都中央卸売市場条例・同施行規則」その他関係諸法令による規制の対象となっております。

かつては卸売市場法によって卸売業者が委託者から受け取る委託手数料は、国が全国一律に定めていましたが、平成 16 年の卸売市場法の一部改正を受けて、平成 21 年 4 月から卸売業者が自ら委託手数料率を定めて届け出る制度に変わりました。

制度変更前に国が定めていた中央卸売市場花き部の委託手数料率は、100 分の 9.5 であり、当社では制度変更後もこの委託手数料率を据え置いておりました。

当社では、平成 29 年 4 月より、この委託手数料の料金体系を、従来の「委託手数料率 100 分の 9.5」から「委託手数料率 100 分の 8.0 + 荷扱い料 1 口あたり 100 円」と改めます。開設者である東京都へは平成 29 年 2 月に届け出る予定です。

但し、当社が示す規格にあった形状にて出荷された商品は、物流の合理化に資するものとして 荷扱い料を 1 口あたり 50 円にいたします。これは規格化により機械などを使うことで、物流コストを下げるためです。

このことにより、規格化された形状で流通する商品が増え、中長期的には、当社だけではなく生産・販売にいたるサプライチェーン全体で物流コストが削減され、生産農家の手取り収入が増加することなどが期待されます。

	手数料率		
今までの委託手数料	100分の9.5		
↓			
	手数料率		荷扱い料
平成29年度から適用する委託手数料	100分の8.0	+	1口あたり100円
物流の合理化に資する形状で出荷された商品の委託手数料	100分の8.0	+	1口あたり50円

平成 29 年度の業績予想は、平成 29 年 3 月期決算短信にてお知らせいたしますが、現時点では、入荷量・相場水準が過去 3 年ほどの平均であった場合、本件が業績に与える影響は軽微であると考えております。

※ 現時点で入手可能な情報に基づいたものであり、実際の業績は様々な要因により予想と異なる場合がございます。

以 上